

令和 6 年度 第 1 回
堺市都市計画審議会

議 案 書

令和6年度 第1回

堺市都市計画審議会付議案件一覧表

議案 番号	案 件 名	決定 権者	頁
189	堺市立地適正化計画の策定について	市 (策定)	2
190	特定生産緑地の指定について	市 (指定)	5
191	堺市景観計画の変更について	市 (改定)	7

議 第 1 8 9 号
堺 都 計 第 3 6 2 号
令 和 6 年 7 月 3 1 日

堺市都市計画審議会
会長 嘉名 光市 様

堺市長 永藤英機

堺市立地適正化計画の策定について（諮問）

標記について、都市再生特別措置法第81条第22項の規定により、
次のように審議会に諮問します。

堺市立地適正化計画の策定について

議案書別冊 1 のとおり

理 由

人口減少や高齢化のさらなる進行が予測される中、これらの変化に対応した持続可能な集約型都市構造の形成を進める必要がある。これまで形成してきた多軸多核型の都市構造を基に、居住機能や都市機能の誘導により持続可能な集約型都市構造の形成を実現するための取組として、堺市立地適正化計画を策定するものである。

議 第 1 9 0 号
堺 都 計 第 3 4 2 号
令 和 6 年 7 月 3 1 日

堺市都市計画審議会
会長 嘉名 光市 様

堺 市 長 永 藤 英 機

特定生産緑地の指定について（諮問）

標記について、生産緑地法第10条の2第3項の規定により、次のように審議会に諮問します。

特定生産緑地の指定

生産緑地法第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

名 称	位 置	面積	図面番号
第 9 号生産緑地地区	堺区南島町3丁地内	約0.01 ha	1 / 16
第 72 号生産緑地地区	北区蔵前町3丁地内	約0.07 ha	2 / 16
第 115 号生産緑地地区	北区長曾根町地内	約0.09 ha	3 / 16
第 177 号生産緑地地区	北区百舌鳥梅町2丁地内	約0.07 ha	4 / 16
第 185 号生産緑地地区	西区北条町1丁地内	約0.01 ha	5 / 16
第 188 号生産緑地地区	北区百舌鳥西之町3丁地内	約0.04 ha	4 / 16
第 206 号生産緑地地区	北区金岡町地内	約0.13 ha	6 / 16
第 226 号生産緑地地区	東区菩提町1丁地内	約0.11 ha	7 / 16
第 265 号生産緑地地区	西区鳳西町2丁地内	約0.43 ha	8 / 16
第 586 号生産緑地地区	中区陶器北地内	約0.03 ha	9 / 16
第 626 号生産緑地地区	中区深阪地内	約0.11 ha	10 / 16
第 682 号生産緑地地区	西区浜寺元町1丁地内	約0.06 ha	11 / 16
第 691 号生産緑地地区	東区野尻町地内	約0.05 ha	12 / 16
第 692 号生産緑地地区	東区日置荘北町2丁地内	約0.07 ha	13 / 16
第 697 号生産緑地地区	中区深井水池町地内	約0.10 ha	14 / 16
第 700 号生産緑地地区	西区鳳西町2丁地内	約0.05 ha	8 / 16
第 703 号生産緑地地区	西区上地内	約0.09 ha	15 / 16
第 705 号生産緑地地区	中区八田北町地内	約0.05 ha	16 / 16
第 1178 号生産緑地地区	中区深井水池町地内	約0.09 ha	14 / 16
合計 19地区		約1.66 ha	

※面積の合計は各地区の㎡単位で合計したものをhaに変換した値

議 第 1 9 1 号
堺 都 観 第 8 8 9 号
令 和 6 年 7 月 3 1 日

堺市都市計画審議会
会長 嘉名 光市 様

堺 市 長 永藤 英機

堺市景観計画の変更について（諮問）

標記について、景観法第9条第8項の規定において準用する同法
同条第2項の規定により、次のように審議会に諮問します。

堺市景観計画の変更について

議案書別冊 2 のとおり

理 由

平成 23 年の堺市景観計画策定から 10 年以上が経過し、上位計画等
の見直しや本市を取り巻く社会情勢の変化に対応する必要がある。
これまでの堺市景観計画における取組を継承しつつ、本市の都市像
の実現に向けて更なる良好な景観形成をめざすため、堺市景観計画
を変更しようとするものである。